

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

可児市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1．東部地域

(1) 現況

本地域は、可児川の支流である久々利川、中郷川、姫川、瀬田川の流域に属しており、農地は主に水田として利用されている。

圃場整備事業等による整備もほぼ完了しており、農地中間管理事業等により、農地の集積・集約を進め、農地の保全に努めることが重要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2．西部地域

(1) 現況

本地域は、可児川に流入する横市川、矢戸川、石原川、流域に属する山間部を中心に土地基盤整備はほぼ完了しており、主に水田として利用されているほか、木曾川沿いの中濃大橋付近において露地野菜生産の畑としての利用が行われている。また、地区南西部の山間部には、果樹園としての利用もある程度まとまって見られる。

農地面積が減少していることから、優良農地を中心に保全に努め、多面的機能が効果的に発揮されるよう努めることが重要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	東部地域	第3条第3項第1号に掲げる事業
	西部地域	第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

可児市内における推進体制については、法第3条第3項第1号に掲げる事業で定める体制とし、必要に応じて、関係者、担当者を招集し連携を図る。